

はじめに

安心・安全・快適に暮らせるまちをつくるため、自治公民館が果たしている役割は非常に大きなものです。自治公民館の活動は、子育てや高齢者の見守り、防犯・防災などの対応から、住民の皆さんの親睦を深めるための行事開催まで、地域での町民生活全般にわたっています。

一方で、住民の自治意識やコミュニティへの帰属意識が希薄化しているといわれる昨今、自治公民館を取り巻く状況は、決して楽観できるものではありません。

しかし、そこに暮らす人のために住み良いまちをつくることは、いつの時代にも変わるものではなく、町民、事業者及び町の共通の願いです。

そこで、令和8年3月、自治公民館活動の役割や必要性・重要性を再認識し、町民、自治公民館、事業者及び町、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働することなどを定めた「三股町自治公民館加入促進条例」を定めました。また、最前線で奮闘する支部長をはじめとする役員の皆さんが、組織の運営や活動について知りたいときに、少しでもお役に立てたらと、本ハンドブックを作成したものです。

今回の、条例制定やハンドブックを作成するに当たっては、南九州大学の植村准教授をはじめ検討委員会の皆様には、多大なご協力をいただきました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

このハンドブックが、今後の皆さんの活動の一助となれば、幸いです。

令和8年4月

三股町 町長 木佐貫 辰生
三股町自治公民館連絡協議会 会長 嶋田 松夫